

市場管理細則

貴金属市場

株式会社堂島取引所

市場管理細則

貴金属市場

株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）は、当社の開設する貴金属市場における取引の公正を確保するため、この細則の定めるところにより市場管理を行う。ただし、この細則に定めるところにかかわらず、当社は商品市場の状況により必要と認めるときは、その都度必要な措置を講ずるものとする。

I 建玉制限等

1. 取引の限度枚数等

建玉制限はこれを設けない。ただし、当社が必要と認めた場合は、建玉数量の制限を設けることができる。

2. 建玉報告

取引参加者は、一の計算区域における日中立会終了時の建玉数量が次の各号に掲げる数量に該当する場合にあっては当該計算区域の属する営業日の翌営業日に、当社が特に必要と認めた場合にあってはその都度、当社の定めるところにより、その内容を報告しなければならない。

(1) 委託者の建玉

一の委託者の売り又は買いの建玉数量が、金及び銀にあっては1,000枚、白金にあっては200枚を超える場合

(2) 取引参加者の自己玉

自己玉の売り又は買いの建玉数量（当該取引参加者が他の受託取引参加者に委託している建玉を含む。）が、金及び銀にあっては1,000枚、白金にあっては200枚を超える場合又は貴金属市場の総建玉数量が50,000枚を超える場合

II 値幅の制限

1. 業務規程第33条第2項に規定する制限値段額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 金（限月現金決済先物取引）

イ 業務規程第33条第2項に規定する制限値段が適用される場合

i 通常の制限値段額

直前の計算区域の帳入値段（業務規程第40条第1項に規定する帳入値段をいう。以下同じ。）に100分の10を乗じて得た値（当該値が小数第1位以下の値を有するときは、小数第1位で四捨五入する。）とする。

ii 制限値段額の拡大

- ① iの規定に基づく制限値段が適用されている計算区域において、帳入値段が、当該計算区域に係る制限値段の下限又は上限に達した場合は、当該計算区

域の帳入値段に100分の20を乗じて得た値（当該値が小数第1位以下の値を有するときは、小数第1位で四捨五入。）を翌計算区域に係る制限値段額とする。

② ①の制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が当該計算区域に係る制限値段の下限又は上限に達した場合は、当該計算区域の帳入値段に100分の30を乗じて得た値（当該値が小数第1位以下の値を有するときは、小数第1位で四捨五入。）を翌計算区域に係る制限値段額とし、以降、一の計算区域の帳入値段が、当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回るまで同様とする。

③ ②の制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、①に規定する制限値段額を適用するものとする。

④ ①の制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、iに規定する制限値段額を適用するものとする。

ロ 業務規程第33条第3項に規定する制限値段が適用される場合
直前の計算区域における帳入値段に100分の30を乗じて得た値とする。

(2) 金（限日現金決済先物取引）

イ 通常の制限値段額

直前の計算区域の理論現物価格（業務規程第156条第1項に規定する理論現物価格をいう。以下同じ。）に100分の10を乗じて得た値（当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。）とする。

ロ 制限値段額の拡大

i イの規定に基づく制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限以下又は上限以上となった場合は、当該理論現物価格に100分の20を乗じて得た値（当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。）を翌計算区域に係る制限値段額とする。

ii iの制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限以下又は上限以上となった場合は、当該計算区域の理論現物価格に100分の30を乗じて得た値（当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。）を翌計算区域に係る制限値段額とし、以降、一の計算区域の理論現物価格が、当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回るまで同様とする。

iii iiの制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、iに規定する制限値段額を適用するものとする。

iv iの制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計

算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、イに規定する制限値段額を適用するものとする。

ハ 6月及び12月の特例

上記イ及びロの規定にかかわらず、6月及び12月の月初第一営業日から月末最終営業日までの間にあっては、直前の計算区域の理論現物価格に100分の30を乗じて得た値（当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。）とする。

(3) 銀（限月現金決済先物取引）

イ 業務規程第33条第2項に規定する制限値段が適用される場合

i 通常制限値段額

直前の計算区域の帳入値段（業務規程第40条第1項に規定する帳入値段をいう。以下同じ。）に100分の15を乗じて得た値（当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入する。）とする。

ii 制限値段額の拡大

- ① iの規定に基づく制限値段が適用されている計算区域において、帳入値段が、当該計算区域に係る制限値段の下限又は上限に達した場合は、当該計算区域の帳入値段に100分の30を乗じて得た値（当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。）を翌計算区域に係る制限値段額とする。
- ② ①の制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が当該計算区域に係る制限値段の下限又は上限に達した場合は、当該計算区域の帳入値段に100分の45を乗じて得た値（当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。）を翌計算区域に係る制限値段額とし、以降、一の計算区域の帳入値段が、当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回る事となるまで同様とする。
- ③ ②の制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、①に規定する制限値段額を適用するものとする。
- ④ ①の制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、iに規定する制限値段額を適用するものとする。

ロ 業務規程第33条第3項に規定する制限値段が適用される場合

直前の計算区域における帳入値段に100分の45を乗じて得た値とする。

(4) 銀（限日現金決済先物取引）

イ 通常制限値段額

直前の計算区域の理論現物価格に100分の15を乗じて得た値（当該値が小数第3位以下の値を有するときは、小数第3位で四捨五入。）とする。

ロ 制限値段額の拡大

- i イの規定に基づく制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限以下又は上限以上となった場合は、当該理論現物価格に100分の30を乗じて得た値（当該値が小数第3位以下の値を有するときは、小数第3位で四捨五入。）とする。
- ii イの制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限以下又は上限以上となった場合は、当該計算区域の理論現物価格に100分の45を乗じて得た値（当該値が小数第3位以下の値を有するときは、小数第3位で四捨五入。）を翌計算区域に係る制限値段額とし、以降、一の計算区域の理論現物価格が、当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回るまで同様とする。
- iii iiの制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、イに規定する制限値段額を適用するものとする。
- iv iの制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、イに規定する制限値段額を適用するものとする。

ハ 6月及び12月の特例

上記イ及びロの規定にかかわらず、6月及び12月の月初第一営業日から月末最終営業日までの間においては、直前の計算区域の理論現物価格に100分の45を乗じて得た値（当該値が小数第3位以下の値を有するときは、小数第3位で四捨五入。）とする。

(5) 白金（限月現金決済先物取引）

イ 業務規程第33条第2項に規定する制限値段額が適用される場合

i 通常の制限値段額

直前の計算区域の帳入値段（業務規程第40条第1項に規定する帳入値段をいう。以下同じ。）に100分の20を乗じて得た値（当該値が小数第1位以下の値を有するときは、小数第1位で四捨五入する。）とする。

ii 制限値段額の拡大

- ① iの規定に基づく制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が、当該計算区域に係る制限値段の下限又は上限に達した場合は、当該計算区域の帳入値段に100分の30を乗じて得た値（当該値が小数第1位以下の値を有するときは、小数第1位で四捨五入。）を翌計算区域に係る制限値段額とする。
- ② ①の制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が当該計算区域に係る制限値段の下限又は上限に達した場合は、当該計算区域の帳入値段に100分の40を乗じて得た値（当該値が小数第1位以下の値を有するときは、

小数第1位で四捨五入。)を翌計算区域に係る制限値段額とし、以降、一の計算区域の帳入値段が、当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回る事となるまで同様とする。

③ ②の制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、①に規定する制限値段額を適用するものとする。

④ ①の制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、iに規定する制限値段額を適用するものとする。

ロ 業務規程第33条第3項に規定する制限値段が適用される場合

直前の計算区域における帳入値段に100分の40を乗じて得た値とする。

(6) 白金(限日現金決済先物取引)

イ 通常の制限値段額

直前の計算区域の理論現物価格(業務規程第156条第1項に規定する理論現物価格をいう。以下同じ。)に100分の20を乗じて得た値(当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。)とする。

ロ 制限値段額の拡大

i iの規定に基づく制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限以下又は上限以上となった場合は、当該理論現物価格に100分の30を乗じて得た値(当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。)を翌計算区域に係る制限値段額とする。

ii iの制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限以下又は上限以上となった場合は、当該計算区域の理論現物価格に100分の40を乗じて得た値(当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。)を翌計算区域に係る制限値段額とし、以降、一の計算区域の理論現物価格が、当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回る事となるまで同様とする。

iii iiの制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、iに規定する制限値段額を適用するものとする。

iv iの制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、iに規定する制限値段額を適用するものとする。

ハ 6月及び12月の特例

上記イ及びロの規定にかかわらず、6月及び12月の月初第一営業日から月末最終営業日までの間においては、直前の計算区域の理論現物価格に100分の40を乗

じて得た値（当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。）とする。

III 市場管理、諸施策を実施するための基本的な考え方

1. 過当投機により市場に混乱を生じさせた場合は、その原因となる取引を行った取引参加者又は当該取引を受託した受託取引参加者に対し、実情に応じ厳格な制裁を行う。
2. 形式上の違反がない場合であっても、市場管理上必要があると認められる場合は、取引参加者に対し厳正な制裁等の措置をとる。
3. 上記1.又は2.のほか、当社の商品市場における取引又はその委託を受ける行為等に関し、当該商品市場の信用を失墜させる等当社に有害な行為をし、又はこれに加担した取引参加者に対しては、実情に応じ厳重な措置をとる。

IV 変更又は廃止

この規則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

この細則は、令和5年3月27日から施行する。

附則（令和6年8月6日）

この細則の変更は、令和6年8月13日から施行する。

附則（令和8年5月7日）

- 1 この細則の変更は、令和8年7月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後のⅡ第1項第2号、第4号及び第6号の規定は、前項に規定する日の前営業日において実施する夜間立会から適用する。この場合において、当該夜間立会の属する計算区域の直前の計算区域に係る理論現物価格が、当該計算区域に係る上限以上又は下限以下となる場合は、次の各号に掲げる上場商品構成品の別に当該各号に規定する制限値段額を適用するものとする。
 - (1) 金 変更後のⅡ第1項第2号ロ i
 - (2) 銀 変更後のⅡ第1項第4号ロ ii
 - (3) 白金 変更後のⅡ第1項第6号ロ i
- 3 前二項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前二項に規定する日から施行又は適用することが適当でない当社が認めた場合は、当社が別に定める日から施行又は適用する。この場合において、施行又は適用に際し必要な事項は、当社がその都度定める。